

3月定例教育委員会議事録

1 開催日 令和7年3月13日（木）

2 会場 本庁舎 7階 会議室7A

3 開会 午後2時

4 出席委員 羽田明夫 教育長
増田紀子 委員（職務代理者）
増田徹哉 委員
外山敬三 委員
古谷光子 委員

5 会議出席者 増井太郎 教育部長
伊東義直 学校福祉部長
杉山佳丈 こども未来部長
鳴美津子 教育総務課長
寺尾正幸 学校教育課長
小林伸生 教育センター所長
萩原雅顕 学校給食課長
平田泰之 図書課長
荒井健 子ども支援課長
青島庸行 家庭支援課長
金高 明 スポーツ課総合グラウンド管理センター所長
下村千鶴子 子ども支援課総務担当主幹
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当兼庶務担当主幹

6 議事 別紙のとおり

羽田教育長	<p>【午後2時開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、3月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の議事録署名人は「増田紀子委員」と「古谷委員」となりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本日は、生きがい・交流部の案件がありますので、まず、議第20号「焼津市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について」スポーツ課総合グラウンド管理センター所長から説明をお願いします。</p> <p>議案資料の1ページをご覧ください。</p> <p>焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則第6条第2項の規定に基づき、標記施行規則の改正について、教育委員会の議決を求めるものであります。</p> <p>焼津市立学校施設使用料条例施行規則中、第1条の2に規定されている障害者団体の対象者に難病の患者を含めようとするものであります。</p> <p>今まで障害者団体に適用されていた施設使用料の免除措置を難病の患者にも適用し、難病患者にも障害者と同等のサービスが受けられるよう難病の患者の社会参加の促進のため施行規則の改正を行おうとするものです。</p> <p>経過としまして、県が令和7年4月から所有する公共施設の利用料減免対象に難病患者を加える規則改正を行うことに合わせ、市としても令和7年4月1日から全庁的に公共施設の条例施行規則の減免対象に難病患者を加える方針となったことにより、学校施設使用料条例施行規則についても同様に改正するものであります。</p> <p>改正の内容につきましては、新旧対照表で説明をいたします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>旧の下線部分「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という部分について、「又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付若しくは同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者」を追加し、難病患者にも対応しようとするものです。</p> <p>施行は、令和7年4月1日からとし、同日以降の使用について適用するものであります。以上、説明を終わります。</p> <p>御審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>説明が終わりました。</p>
-------	---

	御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。
増田紀子教育委員	それでは、お諮りします。 議第 20 号 「焼津市立学校施設使用料条例施行規則の改正について」、承認することとしてよろしいでしょうか。
教育委員全員	(異議なし)
羽田教育長	ありがとうございました。それでは、承認といたします。
	ここで、スポーツ課総合グラウンド管理センター所長は退席いたします。ありがとうございました。
	次に、議第 21 号 「令和 6 年度教育費 2 月追加補正予算（案）及び令和 7 年度教育費当初補正予算（案）について」、教育部長より説明をお願いします。
増井教育部長	資料の 4 ページをお願いします。 議第 21 号令和 6 年度教育費 2 月追加補正予算（案）及び令和 7 年度教育費当初補正予算案についてということで、こちらにつきましては、行政の組織および運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、議会の議決を予算中で求めますので、その表記予算について、教育委員会の意見を求めるといったものでございます。
	資料の 5 ページをお願いします。こちらが予算書の抜粋になります。
	資料の 7 ページをお願いします。こちらが概要になるため、5 ページを御覧になっていただきながら 7 ページの説明をさせていただきます。
	本案件につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金事業ということで、トイレの大規模改造について大井川西小・大井川南小について、令和 7 年度に工事を行い、これが完了すると校舎内のすべてのトイレの洋式化が完了となります。また、焼津東小学校については、グラウンドにある屋外のトイレがかなり老朽化しているため、工事を行います。こちらの改修については、令和 7 年度の当初予算に計上していましたが、今回、国の令和 6 年度の一般会計第 1 次補正予算（強制）ということで、こちらは

国の補正予算が出たということでこれに対して市の方で前倒し希望について確認依頼があり、本市として前倒しを希望しました。

その結果、令和7年1月30日に文部科学省より内定通知があつたため、令和6年度2月追加補正予算へ要求し、令和7年度当初予算を減額するものです。

まず、令和6年度の教育費2月補正が追加補正予算案ということで、現在、議会開会しておりますけど、この予算につきましては、3月19日の最終日にこの予算を上げます。

歳入ですが、5ページの方をあわせて見ていただきますと、歳入は学校施設環境改善交付金（総合経済対策）の増額ということで、こちら小学校教育環境整備事業費（総合経済対策）ということで、国庫補助補助金であります、15款2項6目の教育費国庫補助金4,417万7,000円を計上するものです。それと併せて下の段にあります22款1項6目の教育債を小学校校舎等整備事業補正予算債ということで、こちらを活用します。そうしますと教育債8,690万円が増額となります。

次に歳出ですが、10款2項1目、学校管理費3億1,713万円、こちらは当初予算でも計上していた工事の総額になります。こちらは変更ありません。その横にある特定財源の「国県支出金」、こちらが国庫補助金で、次の真ん中の欄、「地方債」の欄は教育債、また、その横の「その他」の欄は、ふるさと納税を充てるということで計上しています。

資料の8ページをお願いします。

令和7年度の教育費の当初予算案ですが、先ほど言ったように当初に上げていたものを減額するという形になりますので、歳入につきましては国庫補助金の4,417万7,000円を減額、教育債6,520万ということで、令和6年度の補正予算では8,690万が当初予算でいくと6,520万ということでこの差額が出ておりますけれども、実は、今回の補正予算債というのが、この工事費と国の方で補助金の額の上限が7,000万円と決まっていること、また、平米当たりの工事単価が決まっています。それが国庫補助の対象になりますが、それが国庫補助金としては3分の1が補助金として交付されます。残りの3分の2を教育債ということで地方債を当てていいことになっているため、そちらを当てますが、この地方債の充当ということで補正予算債ですと100%充当できますが、当初予算の時にはあくまで75%ということになりますので、25%の差が教育債の令和6年度2月追加補正と令和7年度当初補正の差額になります。

但し、総額は変わらないため補正予算債を使った方が市の持ち出しが少なくなるということもあり、前倒しでの計上を行っております。

また、資料の6ページにつきましては、繰越明許費調書ということで令和6年度の補正予算に追加をしましたが、公共団体の予算は1年ごとに

	<p>っています。令和6年度のこの時期に補正がついても、実際には執行ができないという形になります。そういうった時には、繰り越しという形の手続きをとることになります。従って、こちらの表を見ますと年度内執行としては0になりますが、翌年度執行としてこの全額3億1,713万円を執行するという表になっております。</p> <p>議第21号の説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>議第21号「令和6年度教育費2月追加補正予算（案）及び令和7年度教育費当初補正予算（案）について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。</p> <p>次に、議第22号「焼津市立小学校の特別支援学級の通学区域について」、学校教育課長より説明をお願いします。</p> <p>寺尾学校教育課長</p> <p>資料の9ページを御覧ください。</p> <p>議第22号「焼津市立小学校の特別支援学級の通学区域」につきまして、焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則第6条第1項第4号の規定に基づき、焼津市立小学校の特別支援学級の通学区域について議決を求めるものです。</p> <p>こちらですが、来年度になると港小学校に新たに知的の特別支援学級を設置することとなりました。これまで港小学校の児童で特別支援学級へ通うものにつきましては、小川小学校にある知的障害の学級へ通つておりますが、今回、港小学校に地域障害の学級を新設するにあたり、11ページありますように、通学区域審議会の方に新たな通学区域の改正について諮問をしたところです。</p> <p>2月5日の通学審議会において、諮問したとおり改正されることが適当と認められましたので、戻っていただいて10ページに、旧の通学区域と新の通学区域がありますが、これまで港小学校の通学区域の子が小川小学校の知的障害学級に入つておりましたが、下の新にありますように、港小学校の知的障害学級については、港小学校の通学区域とするということを</p>
--	--

	<p>提案するものです。よろしくお願ひします。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>本市は、拠点校といって、一部の学校に特別支援学級があります。これは、以前、県が進めており、本市は県の方針に則っていました。</p> <p>しかし、この方針が変わってきており、自分の住んでいる学区の方が通いやすいため、拠点校化が緩くなってきたため、本市においても、通いやすい学区内に設置するよう進めています。</p>
	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 22 号 「焼津市立小学校の特別支援学級の通学区域について」、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
教育委員全員	<p>(異議なし)</p>
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。</p> <p>次に、議第 23 号 「焼津市立小・中学校水泳授業の在り方 ～目指すべき姿～」について、教育部長より説明をお願いします。</p>
増井教育部長	<p>資料につきましては、議第 23 号と書いてある冊子になります。</p> <p>最初が表題となっており、2 ページ以降は、この在り方の目指す姿の案ということでまとめたものです。</p> <p>最後のページの A 3 の綴りに、水泳授業の在り方をまとめたものを掲載しておりますので、こちらの A 3 資料を基に説明をさせていただきます。</p> <p>この説明をさせていただきながら、資料の該当ページもご案内させていただきます。</p> <p>水泳授業の在り方については、水泳授業の必要性に鑑み、令和 4 年度から教育委員会が中心となって市長部局の関係部署を含めたプロジェクトチームや、現場の先生方にもご意見を伺い検討してまいりました。</p> <p>定例教育委員会に対しては、検討を開始した後の令和 5 年 4 月に、水泳授業の在り方を検討していくことを報告させていただきましたが、このたび、令和 5 年度と令和 6 年度の 2 年間の試行を、今後の水泳授業の在り方ということで案としてまとめましたので、報告させていただきます。</p> <p>最初に「水泳授業の在り方検討の目的」ということで、焼津市は海に接</p>

しており、「海の街」であることから、焼津に生まれ育った子どもとして、学習を通して、水に親しみ、泳ぎの力を身に付けることで、郷土の自然を愛する人に成長することが期待されることから、焼津市の教育にとって必要な学習であると考えます。

水泳授業の必要性に鑑み、教育委員会が中心となって、将来にわたり継続して安全かつ安定的に実施され、さらに、児童生徒にとって効果的なものとなるよう、今後の水泳授業の在り方について、検討を進め、このたび、「焼津市立小・中学校の水泳授業の在り方～目指すべき姿～」をまとめました。

今後考えられるものとしましては、この異常気象の中で、その時期に水泳をやるっていうことが厳しくなっている現状と、施設の老朽化とともに考えられますので、そういった中でも焼津市の子どもたちにはやはり水泳事業を続けていきたいということが、願いとしてあるため、安全かつ安定的に、そして継続してということを目的にこの在り方をまとめたものになります。

次に、水泳授業の在り方に関する検討についてです。資料は、5ページになります。

今後の水泳授業の在り方等を検討するにあたり、令和4年度は、他市の実践事例の視察を行うとともに、市内小中学校のプールの実態を把握しました。そして、令和5年度、令和6年度の2か年で、本市における水泳授業の在り方を検討してまいりました。

並行して他施設を利用して水泳授業を試行し、成果と課題を在り方の検討に繋げるということで、8校には自校以外のプールを使って水泳授業を行っていただきました。その水泳事業の試行ですが、5ページから8ページに記載がありますが、試行としましては、市営プール、民間プール、他校のプールを利用し、民間プールにおいては、インストラクターと指導補助を取り入れました。

その他、安全確保のため水泳授業を見守る外部人材活用として、教員OBや人材派遣による補助員を導入しました。試行における成果と課題を整理すると以下のとおりとなります。まず屋内プールを利用した場合には、成果として天候や気温に左右されずに快適な環境で予定どおり授業が実施できました。

課題としては、水夢館（市営プール）の利用では、授業で利用できるコースに制約があるため、市民利用と授業利用の時間帯の分離など、専用利用の検討が必要ではないかということが挙げられております。

次に、民間プールでのインストラクターによる指導補助の導入ということで、焼津市内には、民間プールとして、スイミングスクールが1つしかありませんが、この民間プールを使って授業を行ったところ、成果として

は、児童の特性や習熟度に応じた指導がなされ、水に親しむ態度の育成や泳力の向上に効果がありました。

課題としては、教職員との役割分担や連携について検討が必要ということです。授業であるため、インストラクターの方はあくまでも指導補助という形になりますが、実際にはプールに入ってもらい、今まで培ってきた教え方を含めてやってもらっていますが、この辺が教職員との役割分担や連携が必要になってくることが課題として挙がりました。

次に、屋外プールの利用については、青峯プールや、中学校が小学校のプールを利用しましたが、課題として、天候や気温による中止が考えられるため、授業を別日に振り替えるための時間割変更や送迎バス等の再調整が必要になりました。

自校外プール利用の共通事項としましては、成果として、鍵の開け閉めや水質管理など、プール管理の負担軽減が挙げられました。

課題としましては、授業実施における子どもの安全のために、考えられる緊急的な対応事項についての事前検討、移動時間を考慮した時間割の検討、利用するプールの水深について、小学生やからだの小さな中学生が安全に利用できるよう検討が必要となりました。

次に、学校現場の意見集約ということで、今後の水泳授業の在り方については、先生方のご意見が大きくなっています。資料9ページにまとめさせてもらっていますが、目指す子どもたちの姿ということで、水に親しみ、泳ぎの基礎を身につけるということが挙げられます。

2つ目としては、安全で安心な学習環境ということで、安全にいつでも使える全天候型屋内プールが理想的であるというご意見をいただいております。

3つ目としては、人的環境です。こちらは、専門的な指導ができるインストラクターと教員が連携、安全を見守る人材の配置ということで、中学校では体育教諭がおりますが、小学校では教員だけでなくインストラクターといった外部人材が入ることが理想的ではないかというご意見が挙げられました。

4つ目として、実施期間・回数等については、屋内プールになると全天候型になりますが、4月、5月は忙しい時期であり、12月から3月までは寒い時期になりますので、6月から11月までの期間が望ましいという意見が挙げられました。また、学校外のプールを利用する場合、2时限続けての授業となるため、年間5回程度の授業を実施したいという意見が挙げられました。

次に、水泳授業の在り方～目指すべき姿～ですが、資料は10ページになります。

1つ目として、児童生徒が継続的に安全で安心な学習ができる環境の整

備ということで、天候に左右されず、水温・水質等の衛生管理が安定した快適な環境で、年間を通じ水泳授業を実施するため、屋内プールでの実施を目指します。

2つ目として、児童生徒が安全に水に親しみ、泳ぎの基礎を習得するのに効果的な授業の実施ということで、水泳指導に関する専門スキルを持つインストラクター等の指導補助を導入することで、安全に水に親しむ楽しさや喜びを味わうとともに、泳ぎの基礎を培うことが期待できるため、小学校の水泳授業において、教員と専門スキルを持つインストラクター等が連携した授業の実施を目指します。

また、授業時の安全確保のため、外部人材活用による補助員の導入を目指しますということでまとめさせていただきました。

「今後について」ですが、資料は11ページ以降になります。

1番目として、目指すべき姿の実現に向けての検討事項ということで、受け皿の拡大が必要になってきます。現行の水夢館の利用拡大や、必要授業数については、複数の屋内プールが必要になるという試算も出ています。

次に、指導人材の確保として、民間プールでの実施に加え、市営プールにおいても指定管理者制度での導入を検討していきたいと考えております。

次に、安全確保のための外部人材活用による補助員の確保ということで、子どもたちが安全に水泳授業を行えるよう教員OBなどの外部人材の活用を検討していきたいと考えております。

2番目として、当面の対応ということで、試行での実施状況を踏まえ、段階的に屋内プールでの実施に移行します。

なお、使用しなくなった学校プールは、安全面や跡地利用の観点から、廃止の検討を進めます。

現在、中学校5校、小学校3校が自校プールの利用が、施設の状況もあり難しいため、外部のプールを利用するということで試行しておりましたが、これを本格的に採用していくということになります。

試行で屋内プールを利用した学校につきましては、屋内プールで授業を実施した学校（学年）は、令和7年度以降の水泳授業も屋内プールで実施することとします。

2つ目として、試行で屋外のプール（青峯プール及び学校プールの共同利用）を利用した学校につきましては、年間を通じた屋内プールの利用を検討する中で、施設の受入可能人数及び移動距離を勘案し、当該校の意向も踏まえ、屋内プールの利用への切り替えを検討することになります。それまでは、試行と同じ場所での実施を基本とします。

3つ目として、令和6年度に自校で水泳授業を実施した学校ということ

	<p>で、学校プールの維持保全を行い、当分の間、継続して利用します。その際、水質等プール管理に係る負担軽減の検討を進めていきます。屋内プールの利用への切り替えは、今後の屋内プールの確保状況に合わせ検討していきます。</p> <p>3番目として、市営プール施設の在り方に関する方針との連携ということで、市営プールについては、今後のプール施設の運用について、公共施設マネジメント対策本部会議において、中長期的な視点から今後の方向性を検討しており、その検討にあたっては、小中学校の水泳授業での利用について、市長部局と教育委員会が連携を図っていきたいと考えております。説明は以上です。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
増田紀子教育委員	<p>夏季休業中のプール開放もかなり前から無くなっていますし、子どもたちがプールに行く機会は減ってきていると思いますが、プールの老朽化を考えると、今説明があったような方針でやっていく事も必要であると思います。昨年、プールへ2回くらいしか水泳授業がなかったという声を聞きました。指導要領でどのように決まっているかわかりませんが、水泳授業についてどの位の授業時数が必要であると考えていますか。</p>
寺尾学校教育課長	<p>指導要領で回数は決まっていませんが、国の手引きでは、10回程度ということになっています。</p>
増井教育部長	<p>令和5年に試行した時は、初めてということもあり、2時間続けて時間割を組むのが大変であったため、回数を多くすることができませんでした。また、実施時期についても屋内プールですが、9月までとしておりました。</p> <p>しかし、試行してみると、バスでの移動など課題もありますが、民間プールでは指導員がおり、学校側のプール管理が不要となるといった利点もあるため、今後、先生方とも話をしながら年間5回は実施していきたいと考えています。</p> <p>学校によっては、水泳授業ではなくダンスの授業に切り替えたりしたところもありましたが、今後、市営プールもうまく使いながら授業が組めるような形になってくれればもう少し回数も確保できると考えています。</p>
羽田教育長	<p>その他、御意見・御質問、ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 23 号「焼津市立小・中学校水泳授業の在り方～目指すべき姿～」について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
教育委員全員	(異議なし)
羽田教育長	<p>ありがとうございました。それでは、承認とさせていただきます。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項の 1 番、「令和 7 年 2 月市議会定例会代表・一般質問について」、教育部長、学校福祉部長より報告をお願いします。</p>
増井教育部長	<p>資料は、報告事項（別冊①）になります。</p> <p>2 月市議会定例会が 2 月 14 日から 3 月 19 日までの会期で開会されています。本議会において代表質問、一般質問が 3 月 4 日、5 日、6 日の 3 日間にわたって行われました。教育委員会に対する質問もありましたので、御説明申し上げます。</p> <p>1、2 ページは目次として議員ごとの質問題題目を記載したものとなりますが、今回の議会にあっては、6 人の議員から教育委員会に対し質問がありました。3 ページから 12 ページまでは議員ごとの代表質問及び一般質問の通告内容となっております。</p> <p>なお、質問によっては、同一の質問の中で、市長部局が答弁するものと、教育委員会が答弁するものが混在している場合があります。</p> <p>4 ページを御覧ください。深田議員の質問ですが、この場合には、教育委員会部分が分かりやすいように太字で表示しております。</p> <p>13 ページ以降は、議員の質問それぞれに対する教育長答弁等を掲載しております。但し、6 人の議員からの質問があり分量も多くなることから、まずは、担当部長から教育長及び担当部長の答弁部分のページを御案内し、答弁内容については、その要旨を説明させていただきたいと思います。</p> <p>なお、答弁の後、質問議員からはその答弁内容について、さらに詳細等を尋ねる再質問がなされておりますが、それについては、それぞれ答弁し、御説明申し上げております。</p> <p>13 ページを御覧ください。奥川清孝議員です。奥川議員からは、代表質問として、「市長の 4 期目の市政運営にあたり市民の関心が深い政策について」として、「子育て・教育政策での重点取組について」のうち、「令和 7 年度の教育分野における重点取組について」、「すべての子どもの学びの充実に向けた取り組みについて」、「さらなる学校施設の環境整備の充実</p>

について」の3項目のご質問があり、教育長が答弁しました。

それでは、詳細については、13ページ以降の答弁資料を御覧下さい。

私からは、順を追ってその答弁の概要をご説明申し上げます。

まず、令和7年度における教育（政策）分野での重点取り組みについては、まず、重点取組の前提として、学校は、学校で生活するすべての児童生徒、教職員が安心して生活できる場であり、児童生徒が学習面だけでなく、心や身体など、すべての面で成長できる場である必要があり、保護者や地域の皆さんにとって愛着のある場所であることも大切なことを答弁したのち、5つの重点取組について答弁しました。

一つ目としては、授業等における学習や学校生活の支援を一層充実させるため、支援員「やいちゃんサポーター」を増員することについて、

二つ目は、年々増えている外国につながる児童生徒への支援の充実について、

三つ目は、トイレの洋式化や体育館の空調設備の設置など、児童生徒の命を守り、教育環境の向上を図るための様々な取組を進めていること、

次のページ、14ページをお願いします。

四つ目は、就学援助の対象となる保護者に対し、物価高騰が続く中、夏休み期間や進学・進級時など一時的に増大する家計の負担を軽減するため、夏季休業期間中の昼食費や進学・進級時の教育費の支援を行うこと、

五つ目は、地域クラブについて、学校部活動から地域クラブへの完全移行は令和10年度の秋を目標にしていること、そして、それまでの移行期間においては、保護者負担の軽減を図るため、個人の活動保険料の助成や各クラブへの補助金の助成を継続していくことを答弁しました。

次に、すべての児童生徒の学びの充実に向けた取組については、教員の教育活動の取組、児童生徒がAIドリル等を活用した、自分の習熟度等に応じて学習内容を選択して取り組むなど、個別最適に学ぶ試みも進んでいくこと、次のページ、15ページをお願いします。

また、授業において特別な支援が必要な児童生徒には、学習支援員が個別にサポートをしており、今後も、すべての児童生徒の学びを充実させる教育の実現を目指して、日々の教育活動の充実に取り組んでいく旨を答弁しました。

次のページ、16ページをお願いします。

次に、さらなる学校施設の環境整備の充実については、これまでの「学び舎にここに元気計画」に基づき実施してきた事業の実績と、令和7年度の予算計上した、全小学校13校の体育館へのエアコン設置などの事業を答弁するとともに、今後の教育環境整備については、洋式化されていない体育館のトイレ改修を進めていくことを検討していること、次に17ページをお願いします。

	<p>そして、安全面の視点から必要となる建物、設備の維持保全については、適切に対応していく旨を答弁しました。</p> <p>次のページは、学校福祉部長より御説明申し上げます。</p> <p>伊東学校福祉部長</p> <p>18 ページを御覧ください。次に、深田議員からの代表質問となります。深田議員からは、施政方針についてのうち、子育て支援充実（放課後児童クラブ、学校給食無償化、オーガニックビレッジ宣言と学校給食の連携、改善）について、ジェンダー平等推進として、学校トイレへの生理用品常備について質問があり、放課後児童クラブについては、私が答弁し、他の質問は教育長が答弁しました。</p> <p>まず、放課後児童クラブについてのうち、第2子以降利用料減免の対象者数と必要な予算については、小学校3年生以下が430人、5,160万円、小学校4年生以上が85人、510万円を見込んでいる旨を答弁しました。</p> <p>次に、支援員配置を充実させるための補助については、国の放課後児童健全育成事業実施基準に基づき、放課後児童支援員等処遇改善事業及び、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を行っている旨を答弁しました。</p> <p>次のページからは、教育部長より御説明申し上げます。</p> <p>増井教育部長</p> <p>19 ページを御覧ください。引き続き、深田議員からの質問となります。深田議員からは、学校給食関連と、学校トイレへの生理用品の配備についての質問がありました。</p> <p>まず、学校給食についてのうち、学校給食食材費高騰への対策については、物価高騰により学校給食食材費の高騰が続くなか、給食費の値上げによる家計への影響を考慮し、令和7年度は、1食あたり小学生は60円、中学生は92円、年額にしますと小学生は10,857円、中学生は16,439円を市で補助すること、また、学校給食費の第2子以降の半額補助については、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対して、市では教育扶助や就学援助により学校給食費を無償にしていること、全国市長会から「国による学校給食費の無償化について」を要望しているため、現時点において、は考えていない旨を答弁しました。</p> <p>20 ページを御覧ください。</p> <p>次に、「現在の学校給食について4点伺う」についての質問のうち、まず、飯缶ご飯を増やすことについては、アルミパックご飯から飯缶ご飯に変更するには、食器洗浄作業量の増加や工程の変更が発生するとともに、消毒保管庫等を増設する場所が必要となるなど、多くの課題があり、その他にも、給食センターだけでなく、米飯納入業者等への影響も大きいため、給食センターの再編方針に基づき、整備を進める中で研究していく旨を答</p>
--	--

	<p>弁しました。</p> <p>次に、麵類の小麦粉については、国産 100 パーセントのものを使用している旨を答弁しました。</p> <p>次に、マーガリンパンについては、栄養価やバランスを考えて献立を作成しており、マーガリンパンのほかにも、ロールパンやアップルパン、黒糖パンなど、安全性が確認されたパンを提供している旨を答弁しました。</p> <p>次に、危機管理マニュアルについては、市と契約している学校給食用物資納入業者 37 社と連携して、対応することとしている旨を答弁しました。</p> <p>次に、21 ページを御覧ください。</p> <p>学校への生理用品の常備については、保健室に常備することで、児童生徒一人一人に寄り添った支援をしていくため、学校トイレに常備することは考えていない旨を答弁しました。</p> <p>次のページからは、学校福祉部長より御説明申し上げます。</p> <p>伊東学校福祉部長</p> <p>22 ページを御覧ください。次に、鈴木まゆみ議員からの質問となります。</p> <p>鈴木まゆみ議員からは、「不登校対策について」、「コミュニティ・スクールについて」、「食の在り方について」の 3 つの項目について質問があり、教育長が答弁しました。</p> <p>はじめに、不登校対策については、学校福祉部が、不登校対策の他、学校生活や家庭生活に問題を抱える児童生徒の生活改善等に取り組んでおり、令和 5 年度の支援実績を説明し、多くの児童生徒の前に進む姿が見られるようになってきていること、また、心の安定が図られ、生活の改善が見られた児童生徒も多数あり、大きな成果に結びついている旨を答弁しました。</p> <p>次に、保護者への対応については、学校が家庭と連絡を取り、困りごと等を丁寧に聴くとともに、学校福祉部も学校と連携し、直接、家庭訪問などの支援をしている旨を答弁しました。</p> <p>次に、ネット上の相談窓口については、児童生徒に貸与しているタブレット上に、相談場所や連絡先を掲載し、いつでも利用することができ、長期休業前にはプリントなどで相談先を伝えている他、青少年教育相談センターでメール等での相談も受けている旨を答弁しました。</p> <p>次のページ、23 ページをお願いします。</p> <p>次に、東益津チャレンジの状況については、児童生徒は自分の「やってみたい」を実現するため、毎朝のミーティングで、その日の活動を自ら決めて取り組んでおり、今後、地域の方との連携を更に深めていきたいと考えている旨を答弁しました。</p> <p>次に、チャレンジ教室に通所できない児童生徒については、学校福祉部</p>
--	--

	<p>による相談や、家庭訪問により、生活が改善し、学校に登校できた児童生徒もいる旨を答弁しました。</p> <p>次に、学びの多様化学校の設置については、分教室を含め将来を見据えて研究しているが、本市では、不登校児童生徒の学びの場である教育支援センター「チャレンジ教室」を、政令指定都市を除き県内で最も多い3か所に設置し、手厚い支援に努めており、また、「心の教室」も、平成11年度から全校に設置し、昨年度からは、校内教育支援センターと位置付けて運営し、充実した支援体制を整備しており、「心の教室」で生活する児童生徒の様子からも、その成果が見えてきている旨を答弁しました。</p> <p>次のページ、24ページをお願いします。</p> <p>次に、フリースクールへの運営費補助については、県が行っており、本市は、直営で「チャレンジ教室」を3か所設置し、家庭状況や経済的な理由によって、フリースクール等へ通うことが難しい児童生徒の学びの場が失われることがないよう、学べる場を整えている旨を答弁しました。</p> <p>次のページは、教育部長より御説明申し上げます。</p> <p>増井教育部長</p> <p>次のページ、25ページをお願いします。</p> <p>引き続き、鈴木まゆみ議員です。次に、「コミュニティ・スクールについて」となります。</p> <p>まず、コミュニティ・スクールの現状のうち、運営における課題や改善点については、学校と地域が育成を目指す子ども像を協議するなどして共有する「学校運営協議会」と、地域の方々が実際に児童生徒と触れ合うなどして取り組む「地域学校協働活動」がうまくかみ合い効果的に進められていくこと、そして、それを持続可能な仕組みとして整えていくことに難しさがあり、教育委員会では、学校運営協議会の運営責任者であるCSディレクターや、学校運営協議会委員を対象にした研修会を定期的に実施して、先進事例等を紹介したり、互いの取組を情報交換したりする場を設けている旨を答弁しました。</p> <p>次に、児童生徒の成長や地域社会の活性化につながる好事例については、地域防災訓練で「防災アプリ講座」を中学生が主体となって企画、運営し、高齢者の方々に教えた地区や、自治会体育組織の力によって、特別支援学級の児童がモルック体験をする機会を得て、講師の手ほどきを受ながら、仲間や地域とつながり、楽しんでプレーすることができた地区の事例を紹介し、いずれもCSディレクターが、学校と地域をつなぎ、実現された事例である旨を答弁しました。</p> <p>次に、学校運営協議会委員の選出方法については、各地区に一任しており、課題については、特に聞いていない旨を答弁しました。</p> <p>26ページを御覧ください。</p>
--	---

次に、「コミュニティ・スクールの推進に向けた取り組みについて」として、合同連絡協議会の立ち上げやCSマイスターの配置についてご質問があり、どの地区も着実に取組が進み始めている段階であり、研修会での情報交換も行っており、各地区の自主的な歩みが大切という考え方から、現時点において、合同連絡協議会の設立やCSマイスターの配置については考えていない旨を答弁しました。

次に、「今後の展望について」として、コミュニティ・スクールに期待することについてご質問があり、未来の創り手となる子どもたちの豊かな学びと成長を支える基盤となる「地域とともにある学校」と「学校を核とした地域づくり」が一体的に進んでいくことを期待している旨を答弁しました。

27ページを御覧ください。

次に、「食の在り方について」として、「食品ロスについて」、2項目の質問がありました。

はじめに、食品ロスについてのうち「食に関する教育」については、学校での取組を紹介し、次の、給食における牛乳の廃棄量を減らすための対策についても、学校での物を大切にする指導の実施や、給食センター主催での、年間数回の残量調査を実施しており、児童生徒の残量削減に対する意識を高めることにつながっているものと考えていることを答弁とともに、健康上の理由等で牛乳を飲めない児童生徒については、保護者の申し出を受けて提供しないようにしております、年度途中であっても対応している旨を答弁しました。

次のページ、28ページを御覧ください。

増井好典議員です。増井議員からは、一般質問として、「地域クラブ活動の将来について」として、「地域クラブ活動に期待していること」について2項目の質問があり、教育長が答弁しました。

まず、「部活動が地域クラブ活動に変わっていくことに関して生徒たちにどのような変化を期待しているか」については、本市では、生徒の「やってみたい」「うまくなりたい」という思いに応えるため、生徒が気持ちよく参加できる体制を整備することやできるだけ多くの種目を開設することを念頭に地域移行を進めており、令和7年度は、現在の17種目に、新たに8種目を開設する予定で、これまでの学校部活動にはなかった種目も増えることとなり、生徒は、経験を問わず、誰もが興味のある種目を選択して活動することができることから、自分の可能性を信じて、失敗を恐れずにチャレンジして、大きく成長してほしいと願っている旨を答弁しました。

次に、「今後、現状の施設で様々なクラブ活動にどのような対応をしていくのか」については、現状では、学校行事等の活動がないなど教育活動

に支障のない範囲において、学校施設の利用を優先しており、その他、公共施設で活動しているクラブや定期的に利用できる活動場所を確保しているクラブ、市内高等学校で活動しているクラブ等があり、今後は、こうした活動場所の拡充、指導者の増員等を進めていくために、競技連盟や各種団体との連携・協力をより強化していきたいと考えていること、また、令和10年度の秋までに、平日も含めて学校部活動から地域クラブへの完全移行を目指に掲げており、それに向けて、ナイター使用も視野に入れ、関係部局等と話し合いをしているところである旨を答弁しました。

次のページ、29ページを御覧ください。

井出哲哉議員です。井出議員からは、一般質問として、「読書・図書館について」として、「利用状況について」、「目指している在り方について」、「焼津市子ども読書活動推進計画について」、「読書バリアフリーについて」の4項目の質問があり、教育長が答弁しました。

まず、図書館の利用状況については、焼津・大井川両図書館の令和4年、令和5年度、令和6年度の来館者数と、令和7年1月末現在の来館者数が、前年同時期と比較すると微増となっている旨を答弁しました。

次に、年齢別利用者数と割合については、令和7年1月末現在の本を借りた者の年齢区分別の人数及び割合を答弁しました。

次に、図書館での学習利用状況については、焼津図書館では研修室を図書館行事で使用する日を除き、学習室として開放しており、大井川図書館では春・夏・冬の学校の長期休業時に図書館行事で使用する日を除き、開放するほか、閲覧席が込み合った際に、随時開放している旨を答弁しました。

次に、目指している在り方についてのうち、現在の特徴については、図書館運営基本方針に基づき、焼津図書館では漁業・水産物加工、第五福竜丸事件、小泉八雲に関連した資料を収集しており、大井川図書館では漁業・水産物加工、野鳥に関連した資料や、専門性がそれほど強くない優しく理解しやすい内容で書かれた資料、コミック本なども収集していること、次のページ30ページをお願いします。

これに加え、新たに市内公立保育園・幼稚園児を対象に、絵本定期便「やいづっこすくすくブッククラブ」による絵本の貸し出しや、ボードゲーム資料の貸し出しなどに取り組み、新たな利用者の本に触れる機会の提供に努めている旨を答弁しました。

次に、今後の展開については、第三次焼津市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが自主的に読書をすることができる環境の整備・充実に努めるとともに、引き続き各世代の交流が広がる親しみやすい図書館を目指していく旨を答弁しました。

次に、焼津市子ども読書活動推進計画の進捗状況については、第二次計

画では子ども読書活動推進のための施策や推進・支援体制の整備に取り組んできており、おおむね目標に近づくことができましたが、全国の状況と同様に、子どもの自主的な読書活動が進んでいないことから、第三次計画では、新たにターントクルこども館と連携し、幼い頃から読書に親しむ機会の創出に努めている旨を答弁しました。

次に、読書バリアフリーについてのうち、整備状況については、令和7年1月末現在での両図書館における障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための所蔵資料数と、次のページ31ページをお願いします。

また、言葉でのコミュニケーションに支障のある方に気軽に利用していただくため、筆談ボードやコミュニケーションボードをカウンターに備えている旨を答弁しました。

次に、利用者数については、令和7年1月末現在で、点字、LLブック、布絵本は、両図書館合わせて利用者数と、また、図書館を利用することが難しい方のためのアシストサービスを行っており、27名の方が登録され、音訳図書や図書資料を郵送によりご利用いただいている旨を答弁しました。

次に、今後の展開については、子どもの「からだ」や「こころ」、「さまざまな障がい」についての理解をより深めていくため、布絵本などの作成講座や、静岡福祉大学との連携により、福祉大附属図書館が所蔵するバリアフリー資料を活用した事業を行っていきたい旨を答弁しました。

次のページ、32ページをお願いします。

村田正春議員です。村田議員からは、一般質問として、「子どもたちの豊かな学びのための教員の働き方改革について」、「学びの保障に向けた不登校対策について」の2項目の質問があり、教育長が答弁しました。

まず、「子どもたちの豊かな学びのための教員の働き方改革について」として、「本市の教員勤務実態について」のうち、時間外在校等時間が月45時間を超えた教員の割合については、令和4年度と令和5年度の割合とその状況、小・中学校の時間外在校等時間の平均については、令和4年度と令和5年度の平均時間数及びその状況を答弁しました。

次に、この結果については、管理職の指導のもと、各校で選出された業務改善夢コーディネーターを中心に業務の効率化を進めてきたことや支援員の配置増、心の教室相談員の勤務時間増、休日の部活動の地域移行などが、結果に結びついていると考えており、今後も教職員の働く環境を改善し、超過勤務の削減を進める必要があると考えている旨を答弁しました。

次に、業務の精選や改善状況についてのうち、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組については、休日の部活動の地域ク

	<p>ラブへの移行を推進したり、夜間を中心とした街頭補導への教員の参加を取りやめたりして、業務の適正化に努めている旨を答弁しました。</p> <p>次のページ、33ページをお願いします。</p> <p>次に、各校における授業時間数の見直しについては、午前5時間授業を取り入れたり、5時間授業の日を増やしたりなど工夫して、教育の質の維持・発展を視野に入れながらも、放課後に教員が授業準備や評価、分掌業務などの個人作業の時間を確保できるよう努めており、また、学校行事の見直しについては、それぞれの意義や目的を改めて確認し、例えば宿泊行事の内容や日数を再検討したり、体育祭の種目を生徒の意見によって決定したりするなど、より充実したものにするとともに、教職員の負担軽減を図るよう、各校で工夫して取り組んでいる旨を答弁しました。</p> <p>次に、ICT活用による学校の校務効率化推進の取組事例については、クラウドを活用して会議資料をデジタル化したり、学校評価をWEBアンケートで行ったりするなどしており、教育委員会では、そうした好事例が市内の学校に広がっていくよう、研修会等を通じて情報共有に努めている旨を答弁しました。</p> <p>次のページからは、学校福祉部長より御説明申し上げます。</p> <p>伊東学校福祉部長</p> <p>次のページ、34ページをお願いします。引き続き、村田正春議員です。</p> <p>次に、「学びの保障に向けた不登校対策について」として、「焼津市の不登校児童生徒数の推移について」、「不登校の子どもの居場所・学びの場について」、「不登校未然防止の取り組みについて」、「不登校対策の成果と課題」の4つの項目についてご質問がありました。</p> <p>まず、本市においては、福祉的な支援が必要な児童生徒とその家庭に対し、学校だけでは対応が難しいため、専門的な支援の実現、充実のために、学校福祉部を設置し、その取組内容と対応実績について説明し、学校福祉部、学校、家庭との連携による本市の取組が大きな成果に結びついている旨を答弁しました。</p> <p>次のページ、35ページを御覧ください。</p> <p>次に、不登校児童生徒数の推移及び、学校内外の専門的な相談・支援等を受けていない児童生徒数について説明し、これらの児童生徒についても、学校は家庭訪問や電話等で連絡を密に取っている旨を答弁しました。</p> <p>次に、「それらの児童生徒にどのような対処をしているか」については、児童生徒の様子や状況を校内で共有し、教室に居づらくなった時には心を落ち着かせる場所を知らせるなどして、安心して学校に登校できるように努めるとともに、専門機関等へつなぐよう働きかけている旨を答弁しました。</p> <p>次に、「不登校の子供の居場所・学びの場について」のうち、「心の教室</p>
--	---

の利用とその支援内容」については、学校に登校はするけれども教室に入りにくい児童生徒が利用し、落ち着いた雰囲気の中で自分に合ったペースで学習や自分の興味のあることに取り組むと共に、相談員が児童生徒の悩み事や心配事の相談に乗るなどしている旨を答弁しました。

次に、「チャレンジ教室の児童生徒数と支援内容」について、まず、各「チャレンジ教室」の通所人数を説明し、次のページ、36 ページをお願いします。

支援内容は、すべてのチャレンジ教室で「社会の中で自立的に生きる基礎を身に付ける」ことを目的とし、児童生徒本人が「やりたいこと」を見つけ、その実現に向けた支援を行っており、具体的に3つのチャレンジそれぞれの取組について答弁しました。

次に、「心の教室」や「チャレンジ教室」以外の学びの場については、学校福祉部の職員が、学校に登校することが難しい児童生徒の家に訪問し、地域交流センターや市役所本庁舎、学校の一角などで活動し、心の居場所づくりに努めている旨を答弁しました。

次に、不登校を未然に防止する取組については、学校が誰にとっても居心地のよい場所であり、保護者や地域住民にとって愛着のある場所となるような学校風土を築き上げ、結果的に不登校が生まれにくい学校にするための実践を通した研究を、市内4校を指定して行っている旨を答弁しました。

次のページ、37 ページをお願いします。

次に、不登校対策の成果や課題については、学校に登校することが難しい児童生徒は、出欠席の状況、登校が難しい要因やきっかけ、家庭環境等が様々であり、また、学校に登校することができても、その後欠席する日が続くなど、改善は容易ではありませんが、学校福祉部と学校の連携により、学校登校、チャレンジ教室へ通所できた児童生徒、また、精神的な安定や生活習慣、親子関係の改善など心の面での安定が見られた児童生徒が、年々増加していることが成果としてあげられること、また、各学校の取組により、専門的な相談・支援等を受けていない児童生徒の割合が、全国平均と比べて大幅に低いこと、学校に登校することが難しい児童生徒がチャレンジ教室を自分の居場所として生き生きと活動する姿が見られることなども、成果と考えている旨を答弁しました。

さらに、不登校対策研究指定校4校では、学校に登校することが難しい児童生徒とその家庭への支援に加え、未然防止についても実践を通して研究を積み上げており、確かな成果が見られる旨を答弁しました。

次のページ、38 ページをお願いします。

さらに、「心の教室」の取組が充実してきたことも、成果につながっており、学校に登校することが難しい児童生徒とその家庭への支援体制は全

	<p>国的にみても充実しており、個々の児童生徒の表れや心の成長等、研究指定校では未然防止における成果も現れてきているところであります。</p> <p>また、不登校対策だけでなく、いじめ問題をはじめとした具体的な学校福祉部の取組の説明を行い、今後も、福祉的な支援が必要な児童生徒とそのご家族が、日々安心して生活できると共に、児童生徒が健やかに成長できるよう、これまでの取組を継続、発展して参りたいと考えている旨を答弁しました。</p> <p>以上、2月市議会の代表・一般質問に対する答弁を御報告させていただきました。よろしくお願ひします。</p> <p>羽田教育長 説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>教育委員全員 (質疑なし)</p> <p>羽田教育長 次に、報告事項の2番、「令和7年度 焼津市立図書館開館日について」、図書課長から報告をお願いします。</p> <p>平田図書課長 報告事項（当日配布資料）の1ページをご覧ください。 図書館の休館日は、焼津市図書館条例 第5条に月曜日と規定されていますが、月曜日が祝日法の休日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日法の休日でない日となっています。 二つ目が年末年始です。 三つ目が館内整理日で、毎月の第4金曜日となっていますが、焼津図書館と大井川図書館の両館を同時に閉館することなく、どちらかは開館するようにしています。 焼津図書館は毎月第4金曜日で、大井川図書館は毎月月曜日以外の最終の平日と/orしてますが、その日が第4金曜日にあたる場合はその前日としており、11月27日(木)、12月25日(木)、及び2月26日(木)がこれに該当します。 四つ目が特別整理期間で、焼津図書館では蔵書点検のため、5月21日から26日までの6日間を予定していますが、これに先立ち隣接する歴史民俗資料館 収蔵庫等の燻蒸作業を5月19日から5月20日の2日間で予定していることから、合わせて8日間の休館予定となります。 また、大井川図書館では蔵書点検を、6月18日から6月23日までの6日間で予定しております。 これにより、令和7年度の開館日数は、焼津図書館 291日、大井川図書館 292日となります。説明は以上です。</p>
--	---

	<p>羽田教育長 報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>教育委員全員 (質疑なし)</p>
	<p>羽田教育長 次に、報告事項の3番、「いじめ問題への対応について」、子ども支援課長から報告をお願いします。</p>
	<p>荒井子ども支援課長 当日配布資料報告事項の2ページをお願いします。 まず、小学校の状況ですが、2月の新たな「いじめ」の認知件数は29件ありました。昨年度よりも少し増加しております。SNSに悪口を書き込む。嫌がっているのに動画をSNSに載せる。些細なことで腹を立て、暴力をふるう。嫌がることを言うなど、いずれも学校で適切に指導し、見守りを続けております。</p>
	<p>次に、3ページをお願いします。 中学校の新たな「いじめ」の認知件数は13件ありました。昨年度と同じくらいでした。 友達の名前で写真などの情報をSNSに載せる。些細なことから暴力をふるったり、けんかになったりする、などがありました。こちらも、学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。 次に、口頭での報告となります、1件のいじめ重大事態の被害児童生徒の様子についてご報告させていただきます。 2月は欠席が続いておりましたが、途中からフリースクールに通ったりオンラインで学習したりしています。来年度に向けて希望をもって進級できるよう学校と連携して支援していきます。以上です。</p>
	<p>羽田教育長 報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
	<p>教育委員全員 (質疑なし)</p>
	<p>羽田教育長 次に、報告事項の4番、「最近の小中学校の状況について」、引き続き、子ども支援課長から報告をお願いします。</p>
	<p>荒井子ども支援課長 資料の4ページをお願いします。 「2月の生徒指導関係」ですが、まず、不登校については、小学生は189人で昨年度よりも5人減少しています。中学生は294人で、昨年</p>

度よりも 52 人も増えております。

今年度学校福祉部では、どこからも支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指してきました。2月の不登校児童生徒の内、支援を受けていない割合は、小学校で 19.0%、中学校で 15.6% でした。1月と比べて支援を受けていない割合が、小学校・中学校ともに減少しました。今年度もあと少しとなりましたが、支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指し、学校と連携して取り組んでいきます。

不登校を未然防止するための心の教室の利用者数ですが、小学校では、心の教室を校内教育支援センターと位置付けてから支援している児童数が増加傾向です。これは、多くの児童にとって心の教室が利用しやすくなっているからだと考えられます。中学校では、心の教室で支援している生徒数が横ばいの状況です。これは、決まった生徒が利用している傾向が強いと考えられます。小学生のうちから心の教室が利用しやすくなることで、不登校が増加しがちな中学生になっても、心の教室に通いやすくしていきたいと考えています。また、来年度は、心の教室相談員が午後まで支援できる学校を増やすことで、より心の教室を利用しやすくし、不登校の未然防止に努めていきたいと思います。

次に問題行動ですが、小学校は 52 件で、中学校は 39 件でした。どちらも増加していますが、特に、小学校で大きく増加しています。小学校では、相手が嫌がることをしたり、悪口を言ったりするその他粗暴が最も多く、些細なことで腹を立て相手に暴力をふるう生徒間暴力も多く見られました。

中学校では、嫌がることをしたり、からかわれたことに腹を立て、ものを壊したりするその他粗暴が最も多く、些細なきっかけから暴力をふるつたりけんかになったりする生徒間暴力も多く見られました。また、今月は、小中ともに SNS などのネット問題も多く見られました。

どの児童生徒も、新年度に向けて希望をもって進級進学できるよう丁寧に対応していきたいと考えています。

次に交通事故については、小学生 6 件・中学生 3 件と今年度で最も多い件数でした。

小学生の内 5 件は自転車と自動車の接触事故で、1 件は歩行者と自動車の接触事故でした。中学生の内 2 件は、自転車と自動車の接触事故で、1 件は歩行者と自動車の接触事故でした。自転車での事故が多かったので、春休みも自転車に乗る際は、ヘルメットを必ずかぶるよう各学校で指導していきたいと思います。

最後に不審者についてですが、2 月は 3 件ありました。小学生 2 人が帰宅途中に、ナイフらしきものを取り出したのが見えたために、走つて逃げたもの、登校中の女子生徒 2 人が自転車に乗っていた男性からスマ

	<p>一トフォンで撮影されたもの、もう1件は、自転車で帰宅途中に自転車に乗っている男性にあとをつけられたものです。どのケースも、警察に連絡し、巡回パトロールなどをしてもらっています。春休みも注意喚起を行つてまいります。以上です。</p>
羽田教育長	<p>報告が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、学校教育課長から報告をお願いします。
寺尾学校教育課長	<p>当日配布資料「報告事項」の6ページをご覧ください。2月11日以降のインフルエンザ等による学級閉鎖の状況ですが、インフルエンザ以外の学級閉鎖が中学校で1学級あったのみです。学校での感染対策や子どもたちへの指導の成果と思われます。</p> <p>次に、令和7年度の入学式等についてであります。表にありますように、小中学校とも、4月7日（月）から9日（水）の間に、入学式・始業式が行われる予定です。2月1日現在での数ですが、来年度の新1年生は、小学校は微増、中学校は微減となっております。</p> <p>最後に、以前募集状況を報告しました焼津市教育論文についてです。審査により優秀賞1点、奨励賞5点が決まり、3月11日（火）に表彰式が行われました。</p> <p>表彰式では、優秀賞の曾根寛子教諭が研究の概要を発表するとともに、奨励賞の4名の先生方からも研究にかけた熱い思いが語られました。そのうちのお一人の方は、実際に子供たちが授業で解剖に使ったのと同じまぐろの目玉の実物を表彰式会場へ持ってきて、見せてくださいました。</p> <p>こうした地道な研究が、子どもたちの学びの充実につながっていくものと考えております。賞に入られた方の論文は、市内の先生方が見られるよう冊子を作成するとともに、先生方が使用しているパソコンのトップ画面にも掲載する予定です。以上で報告を終わります。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の5番、「『優しく、強く、愛しい人の育成』実践集につ

	<p>いて」、教育センター所長から説明をお願いします。</p> <p>資料別冊②「『優しく、強く、愛しい人の育成』実践集」について説明いたします。</p> <p>市内小中学校では、焼津市教育大綱基本理念「優しく、強く、愛しい人」、学校教育の重点「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子、子どもたちに挑戦をさせる」をもとに教育活動を進めています。</p> <p>さらに、重点の実現に向けた取組として、5点、あげています。</p> <p>「取組1 魅力ある授業」、「取組2 心を育てる学校生活」、「取組3 教職員の和」、「取組4 家庭・地域との協働」、「取組5 関係諸機関との連携」です。</p> <p>私たちは、本年度も学校訪問や様々な研修会をとおして、素晴らしい実践をしている学校や先生方の様子をたくさん見ることができました。これらの実践を冊子としてまとめ、教職員に知らせることで、焼津市全体で、重点を意識した実践を増やしていきたいと考えています。</p> <p>本日、配付しました冊子には、取組1の魅力ある授業を小中1本ずつ、取組2から5までについては、それぞれ1本ずつ、計6本の事例を掲載しました。様々な取組の実践に触れることで、教職員が自分の授業観や教育観を見つめなおしたり、刷新したりする機会になることを期待しています。</p> <p>本冊子のデータは、市内教職員の共有サイトに掲載し、いつでも教職員が見ができるようになります。</p> <p>画像については、実践の内容をイメージしやすいもので、かつ、個人が特定できない画像を使用しておりますが、今後、多少変更があるかもしれません。完成版をお見せできず申し訳ありません。</p> <p>なお、この冊子は、教職員の中で見てもらいますので、この冊子のお取り扱いには、ご配慮いただけますようよろしくお願いします。</p> <p>最後に別件ですが、教育センターみらいが、本日リニューアルオープンしました。お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。整った環境で、より良い事業になりますよう努めてまいります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>次に、その他の1番、「令和7年度教育委員会等の日程について」、教育</p>
小林教育センター所長	
教育委員全員	
羽田教育長	

	<p>総務課長から説明をお願いします。</p>
嶋教育総務課長	<p>右上に「その他資料」と記載されている1枚の資料を御覧ください。</p> <p>令和7年度教育委員会等の日程・会場につきましてはこのとおり予定しております。定例教育委員会につきましては、使用する会場が何箇所かありますが、毎月の定例教育委員会で次回の開催場所は御案内させていただきます。</p> <p>下段に記載している総合教育会議につきましては、今年度は、5月に第1回を開催しましたが、令和7年度は、教育大綱の作成のための協議を行うため、策定のスケジュールを勘案しまして、第1回目を8月28日に予定しています。以上です。</p>
羽田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
教育委員全員	<p>(質疑なし)</p>
羽田教育長	<p>以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。</p> <p>全体を通して、何かありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次回の開催予定であります。次回は、令和7年度第1回目の定例教育委員会となります。日時は、4月17日(木)午後3時30分から予定しています。会場は、本日と同じ本庁舎7階 会議室7Aで行います。</p> <p>以上をもちまして、3月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>【午後3時45分閉会】</p>